

市・県民税の申告

市・県民税を申告する人は以下の書類を提出してください。

- 必要書類
 - ・作成済みの申告書
 - ・本人確認書類
(マイナンバーカードのコピー、免許証のコピーなど)
 - ・収入の分かるもの
(収支内訳書、源泉徴収票のコピーなど)
 - ・控除額の分かるもの
(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書など)

【甲】 3月15日(金)(必着)までに、税務課の窓口か郵送で

【他】 申告書は以下の方法で入手・作成できます

- ①市から郵送、記入する
 - 【対】 昨年度申告をした人
 - ・例年、送付を希望する人
- ②税務課の窓口で入手、記入する
- ③市ホームページ「個人住民税税額シミュレーション」で作成する



作成はこちら

「個人住民税税額シミュレーション」では、住民税の試算やふるさと納税の上限額の計算もできます

所得税の確定申告を提出する人へ 市・県民税(住民税)に関するお願い

確定申告書を提出する前にご確認ください

次に該当する人は、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

- 第二表中
- ① 16歳未満の扶養親族がいる人
 - ② 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額がある人
 - ③ 給与・公的年金などに係る所得以外(令和6年4月1日時点で65歳未満の人は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法を選択したい人
 - ④ 寄付金控除や寄附金税額控除がある人
 - ⑤ 退職所得のある配偶者・扶養親族がいる人

○ 配偶者や親族に関する事項 (②～③)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大 昭・平	障 特障	国外 年調	同 別居	調整
			明・大 昭・平・令	障 特障	年調	16 別居	調整

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	○	円	円	円	円

退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他
			明・大 昭・平	円	障 特障	調整 寡婦・ひとり親

※「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部申告不要」は令和5年分確定申告より選択できなくなりました。その他の制度改正については、市ホームページをご確認ください



税の申告が始まります

市・県民税や所得税の申告が必要な人は、2月16日(金)～3月15日(金)に手続きをしてください。所得税の還付申告は、2月15日(休)以前でも草津税務署に提出できます。

【市・県民税について】
税務課 市民税係(1階)
☎561-2309、☎561-2479
【所得税について】
草津税務署 個人課税部門(大路二)
☎562-1315(自動音声案内)

市・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう

問1 スタート

1月1日時点で草津市に住所がありましたか？



はい → 問2 いいえ → 1月1日居住の市町村へご確認ください

郵送かインターネットでの申請がおすすめです



問2

前年中に収入がありましたか？

はい → 問3 いいえ → 問4

問3

所得税の確定申告をしますか？

はい → ① いいえ → 問6

問4

市内に住所がある人の配偶者控除か扶養控除、扶養親族(年少)の対象ですか？

(所得欄に0(ゼロ)と記載された税の証明書が必要な人は、前年中、収入がなく扶養に入っても、申告が必要です)

はい → ① いいえ → 問5

問5

次のいずれかに当てはまりますか？

- ・国民健康保険に入っている人と、その世帯主
- ・後期高齢者医療制度に入っている人と、その世帯員
- ・国民年金保険料の免除を希望する人と、その配偶者・世帯主
- ・昭和35年4月1日以前に生まれた人(介護保険料算定のため)
- ・介護認定を受けている40～64歳の人
- ・児童扶養手当の受給資格がある人
- ・障害福祉サービスを利用する人
- ・税の証明書が必要な人
- ・市外に住所がある親族に扶養されている人
- ・誰の扶養も受けていない人

1つでも当てはまる → ②

当てはまらない → ①

問6

事業所から報告されていない給与所得がある場合、または公的年金などに係る雑所得以外の所得がありますか？

はい → ② いいえ → 問7

問7

市・県民税の算定において、源泉徴収票に載っていない生命保険料や、社会保険料の控除などを受けますか？

はい → ② いいえ → ①

- ① 市・県民税の申告は必要ありません
- ② 市・県民税の申告が必要です

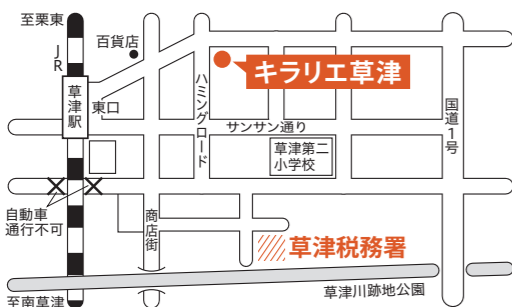
申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者(長寿)医療保険料の減額認定が受けられないなど、さまざまな施策の対象とならない場合があります。

会場での申告方法

両会場とも混雑状況によっては、16:00前に受付を終了することがあります。土・日曜日、祝日は申告相談を受け付けていません。会場での混雑を避けるため、できるだけ自宅での申告をお願いします。

所得税の申告

- ④ ① 2月16日(金)～3月15日(金)の平日 9:00～17:00(受付16:00まで)
- ② 2月25日(日) 9:00～17:00(受付16:00まで)
- 所 ①キラリエ草津6階 大会議室(草津税務署 主催会場)(大路二)
- ②大津税務署(大津市)
- 他 ・ 当会場には、当日発行やLINEで事前発行した入場整理券が必要です
- ・ 当会場には専用駐車場や駐輪場がありませんので、公共交通機関を利用してください
- ・ 作成済みの確定申告書などの提出や用紙の交付の窓口は草津税務署です
- ・ 当会場に関する内容について、キラリエ草津へのお問い合わせはご遠慮ください



市・県民税の申告、一部の所得税の申告

- ④ 平日 9:00～17:15(受付16:00まで)
- 所 市役所 2階 特大会議室
- 他 ・ 今年度より一部事前予約を受け付けています(当日受付も可)
- ・ 申告期間中、税務課(1階)では申告相談を受け付けません
- ・ 車での来場はできるだけ控えてください
- ・ 受付時にチェックシートを配布しますので、記載をチェックしてください
- ・ 例年、午前中に相談が集中しています。午後からの来場に協力してください
- ・ 2月16日(金)～22日(木)は、会場が市役所2階 特大会議室ステージ側となりますので、ご注意ください



●混雑回避のため、下記日程での相談にご協力ください

学区・区	とき
玉川、南笠東、笠縫	2月16日(金)、26日(月)、3月6日(水)、12日(火)
志津、志津南、草津、大路	2月19日(月)、27日(火)、3月7日(木)、13日(水)
渋川、老上、老上西、常盤	2月20日(火)、28日(水)、3月4日(月)、14日(木)
矢倉、山田、笠縫東	2月21日(水)、29日(木)、3月5日(火)、11日(月)
指定なし	2月22日(木)、3月1日(金)、8日(金)、15日(金)

持ち物

- ① 筆記用具(ボールペン)や計算器具
- ② 収入金額が分かるもの(給与・退職金・公的年金などの、源泉徴収票や雑所得などの支払調書など)
- ③ 控除する額が分かるもの(生命保険料控除証明書、健康保険料の金額が分かるものなど)
- ④ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳や療育手帳など
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(必ず明細書を作成し、持参)
- ⑥ 寄附金控除を受ける人は、寄附金の受領書(領収書)または寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も要)
- ⑦ 所得税の還付を申告する人は、振込口座が分かるもの(本人名義に限る)
- ⑧ 個人番号(マイナンバー)確認書類と本人確認書類(運転免許証など)
- ⑨ 前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)

次の人は、市役所会場では申告ができません 草津税務署主催会場(キラリエ草津)で申告してください

- ・ 事業所得(農業、営業など)がある
- ・ 不動産所得がある
- ・ 青色申告をする
- ・ 収支内訳書の内容を相談する
- ・ 住宅借入金等特別控除を受ける
- ・ 国外に居住している人の扶養控除を申告する
- ・ 不動産や株式などの譲渡所得がある
- ・ 申告分離税を選択した配当所得がある
- ・ 退職所得を申告する
- ・ 外国税額控除を受ける
- ・ 令和4年分以前の確定申告をする
- ・ 提出済みの確定申告を訂正する
- ・ 亡くなった人の申告をする
- ・ 確定申告書の控えに受付印が必要である
- ・ 1月1日時点で草津市に住民票がない

所得税の確定申告

問【市・県民税について】税務課 市民税係(1階) ☎561-2309、☎561-2479
【所得税について】
草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562-1315(自動音声案内)

所得税を申告する人は以下の書類を提出してください。

- 必要書類
 - ・ 作成済みの申告書
 - ・ 本人確認書類(マイナンバーカードのコピー、免許証のコピーなど)
 - ・ 収入の分かるもの(収支内訳書、青色申告決算書など)
 - ・ 控除額の分かるもの(生命保険料控除証明書、障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書、寄附金控除に関する証明書(ワンストップ特例申請をした人も要)など)
- 申 3月15日(金)(必着)までに、草津税務署がe-Taxで

- 他 申告書は以下の方法で作成できます
 - ① 草津税務署か市役所税務課の窓口で入手、記入する
 - ② 国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成する



「確定申告書作成コーナー」はこちら

令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に!

マイナポータル連携により申告書の自動入力を行うことができ、e-Taxから簡単に確定申告を提出できます。

- ① マイナポータル連携をする
- ➡ ② 「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成する
- ➡ ③ e-Tax*で提出する



- ・ e-Tax・紙どちらの提出も可能
- ・ データを保存すると来年に引用できる
- ・ 記入欄を自動的に判定するので入力漏れが防げる



- ・ 自宅にいながら確定申告が完了する
- ・ 24時間いつでも提出できる
- ・ 一部の添付書類が省略できる
- ・ 還付のスピードが早い

※国税庁が提供する所得税の申請などの各種手続きを、インターネットを通じて行うことができる国税電子申告・納税システム



マイナポータル連携を知っていますか?



マイナポータル連携とは、マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書などのデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力する機能です。令和5年分確定申告からは、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金が対象となります。

- 収入関係
 - ・ ⑧ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ 株式の特定口座
- 控除関係
 - ・ 医療費・ふるさと納税
 - ・ 生命保険・地震保険
 - ・ 社会保険(国民年金保険料・⑧ 国民年金基金掛金)
 - ・ ⑧ iDeCo・⑧ 小規模企業共済掛金
 - ・ 住宅ローン控除関係

マイナポータル連携を利用するには

- ・ マイナポータル連携を使うには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはICカードリーダライタ)が必要です。また、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。



事前準備の詳細はこちら

- ・ 「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です。



ぜひこの機会にマイナンバー連携をして、自宅から確定申告を提出してみるたび